



燕市告示第 1 5 2 号

燕市まちづくり基本条例市民検討会議要綱を次のように定める。

平成 2 1 年 5 月 2 9 日

燕 市 長 小 林 清

燕市まちづくり基本条例市民検討会議要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、燕市附属機関設置条例(平成20年燕市条例第2号)第3条の規定に基づき、燕市まちづくり基本条例市民検討会議(以下「検討会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を調査し、及び検討し、並びに(仮称)まちづくり基本条例の素案(以下「条例素案」という。)を策定のうえ、市長に提言する。

(1) 市民と行政との協働のまちづくりに関すること。

(2) 条例素案の策定に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

(1) 公募により選任された者

(2) 市の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から第2条に規定する所掌事務が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求めてその説明又は意見を聴くことができる。

(アドバイザー)

第7条 検討会議にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、専門的な観点で助言等を行い、検討会議の活動を支援する。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、企画調整部企画政策課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会議に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。